

別紙 1



北まち第830号
令和7年11月5日

徳島県知事 殿
(企業支援課扱い)

北島町長 古川 保博
(担当課: まちみらい課)



株式会社クスリのアオキ（大規模小売店舗「クスリのアオキ徳島北島店」）
の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について（回答）

令和7年7月8日付け企第122号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称 クスリのアオキ徳島北島店
- ・ 所在地 板野郡北島町北村字新川屋8番1ほか

2 意 見

事項（項目）名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (1) 騒音の発生に係る事項 ア 騒音問題に対応するための対応策について
意見の内容	・ 騒音規制法や徳島県生活環境保全条例などの法令並びに条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があった場合は、誠実に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。
理 由	事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。（北島町公害防止条例第3条より抜粋） また、当該地は騒音規制法及び徳島県生活環境保全条例の指定地域である。

注 事項（項目）ごとに作成のこと（別紙2参照）

別紙 2

意見を述べることができる事項（項目）

1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（１）駐車需要の充足等交通に係る事項

- ア 駐車場の必要台数の確保
- イ 駐車場の位置及び構造等
- ウ 駐輪場の確保等
- エ 自動二輪の駐車場の確保
- オ 荷さばき施設の整備等
- カ 経路の設定等

（２）歩行者の通行の利便の確保等

（３）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

（４）防災・防犯対策への協力

2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（１）騒音の発生に係る事項

- ア 騒音問題に対応するための対応策について
- イ 騒音の予測・評価について

（２）廃棄物に係る事項等

- ア 廃棄物等の保管について
- イ 廃棄物等の運搬や処理について
- ウ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

（３）街並みづくり等への配慮等

- ア 外観整備による街並みづくり等との調和
- イ 連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力
- ウ 夜間照明による影響
- エ その他街並みづくり等への配慮に関すること